

令和 7 年瑞穂町農業委員会 6 月総会

令和 7 年 6 月 23 日、令和 7 年瑞穂町農業委員会 6 月総会が瑞穂町役場 2 階 会議室 2-1、2-2 にて開催された。

農業委員会委員

1 番	榎本雄一	2 番	山田明弘	3 番	青木一幸	4 番	鈴木正実
5 番	坂田敬一	6 番	中野高雄	7 番	古川宗昭	8 番	西村一彦
9 番	村山正信	10 番	細渕日出夫	11 番	吉岡昭夫	12 番	上野勝
					【欠席】		
					【欠席】		

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸報告
- 日程第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
 - 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 3 時

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番委員榎本 雄一さんと 2 番委員の山田 明弘さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 及び番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。本案件について申請地が近接しており、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 1 号、番号 1 及び番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 16 日(月) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、葉ネギ、トウモロコシ、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約 630 a。農業従事者は本人、従業員が 3 名です。農業従事日数は本人が 360 日、従業員が各 280 日です。所有機械はトラクター 2 台、管理機 7 台、軽トラック 1 台、軽バン 1 台等です。

販路につきましては直売所、量販店、食品加工会社です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で2分です。販路は直売所、量販店、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

9 番委員 (村山 正信 君) 申請地の面積について土地の一部とありますが、面積はどのように算出しましたか。

事務局 (宮野 裕城 君) 事務局が地図システムを使用し、航空写真から面積を算出しました。申請者と地権者に算出結果を報告し、申請面積としています。

議長 (上野 勝 君) 他に意見のある方はいらっしゃいますか。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地最適化推進委員 (田中 敏行 君) 議案第1号番号3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月16日(月)午後3時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇の主たる農業従事者より聞き取りを行いました。〇〇〇〇の現在の営農状況ですが、主要作物として、茶、イチゴを栽培しています。耕作面積は約

350 a。農業従事者は主たる農業者1名、従業員が7名です。農業従事日数は主たる農業者が250日、従業員が各180日です。所有機械は耕運機3台、乗用型摘採機1台、乗用型防除機1台等です。販路につきましては自社販売、直売所、関連企業です。取得農地の営農計画はサツマイモ、トウモロコシ、ピーマン、ナスを栽培予定です。通作距離は徒歩で3分です。販路は自社販売、直売所、関連企業です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月16日(月)午前9時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、キュウリ、トマト、ナス、空芯菜、ダイコン等を栽培しています。耕作面積は約39aです。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が290日、妻が230日です。所有機械は、トラクター1台、管理機3台、バックホー1台、ハンマーナイフ1台、軽トラック1台等です。販路につきましては、直売所、量販店です。申請地の営農計画ですが、ブロッコリー、キ

ャベツ、ハクサイ、ダイコンを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号2農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月16日(月)午後3時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、カボチャ、トマト、ナス、キュウリ等を栽培しています。耕作面積は約60aです。農業従事者は本人、妻、長男、長男の嫁です。農業従事日数は本人が280日、妻が150日、長男が60日、長男の嫁が60日です。所有機械は、耕運機5台です。販路につきましては、庭先販売です。申請地の営農計画ですが、デコポンを栽培予定です。通作距離は車で45分です。販路は庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は町内農地について、他の農業者に農地法の手続きを経ずに貸付を行い、管理についてもその農業者が行っている状況です。農地法上適切な状況ではないと判断できるため申請について否決とすることが適当と考えます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお

願いたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 2 について否決とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は否決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 1、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 3 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的資材置場です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 3 号、番号 1 農地法第 4 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 16 日 (月) 午後 9 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇さんから事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第 3 種農地で、転用目的は資材置場であり適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、事務局が事業計画を確認したところ、造成等の工事は行わず現状のまま使用することから、適当と判断しました。

【調査内容 3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容 4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてで

すが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請や自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲の畑は〇〇〇〇さんの所有であり隣地とは町道で仕切られていることから影響を与えないと判断しました。

【調査内容 11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 4 号、番号 1 及び番号 2、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。本案件は同一の計画で行われるため、が一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、借受人〇〇、貸付人〇〇、転用目的資材置場です。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、借受人〇〇、貸付人〇〇、転用目的資材置場です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 （長谷部 冬樹 君）議案第4号、番号1及び番号2、農地法第5条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月16日（月）午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇の従業員から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は農業振興地域内農用地内で、転用目的は資材置場として一時転用するものであり適当と判断しました。

【調査内容2】資力及び信用についてですが、事務局が見積りと契約書を確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請や然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

【調査内容7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、本件は農地の一部を転用するものであり他の土地とは隣接しないため周影響を与えないと判断しました。

【調査内容10】一時転用である妥当性についてですが、道路工事のための一時的な資材置場が必要であるため、適当であると判断しました。

【調査内容11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

9 番委員 (村山 正信 君) 道路工事の概要を教えてください。

事務局 (宮野 裕城 君) 前面道路に敷設されている水道管が、道路の途中までしか埋設されていないため、それを延長するための工事です。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑のある方はいますか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 4 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由置場、住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由置場、住宅用地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 7 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 3 時 30 分

議 長

第 1 番 委 員

第 2 番 委 員